

ふみ みやこ

「文の京」ハートフルプラン

文京区地域福祉計画

—概要版—

第1章 計画の改定にあたって

1 計画改定の趣旨

平成12年6月に福祉の基本法である社会福祉事業法が大きく改正され、名称も「社会福祉法」と改められました。「社会福祉法」においては、地域福祉の推進が重要なものとして位置づけられ、区市町村が「地域福祉計画」を策定することとなりました。

また、本区においては、社会情勢の変化に対応するものとして、平成13年7月に、区政運営の最も基本となる「文京区基本構想」を新たに策定しています。

「文京区地域福祉計画」は、計画期間を5年間とし3年ごとに見直すとしていますが、今回の見直しにおいては、「社会福祉法」に規定する市町村「地域福祉計画」となるよう、また、「文京区基本構想」に即し、「基本構想実施計画」と整合するよう、内容を改定するものです。

2 計画改定の背景

わが国の社会福祉は、戦後の復興期に急増した生活に困窮する人々を保護救済することを目的に制度化され、経済成長に合わせる形で発展を遂げてきました。

しかし、社会を取り巻く環境変化に伴い、ケアやサービスを必要とする人々が拡大するにつれ、社会福祉の課題が普遍化し、仕組みそのものの見直しを迫られるようになり、社会福祉基礎構造改革を図る「社会福祉法」の施行に至ったものです。

「社会福祉法」には、地域における社会福祉を推進するため、新たに地域福祉の推進に関する章が設けられています。多様な福祉ニーズに十分に答えるためには、身近な地域において、地域住民、社会福祉協議会、N P O、ボランティア等、民間組織の積極的な参画や相互の連携を深め、住民相互で支え合うことの出来る仕組みづくりを進めることが地域福祉の推進に重要であるとの考えによるものです。

また東京都においては、福祉改革をリードするため、新たな施策展開へのシフトを進めています。都区の役割分担、協働、協力の観点から都の福祉改革の動きに十分留意した取り組みが必要と考えています。

更に今回の改定における最も重要なことは、「文京区基本構想」を貫く理念である「個人の尊厳の尊重」「自立支援」「対等な関係と協力」「区民参画」をこの地域福祉計画においても、的確に具現していくことと捉えています。

3 計画改定の検討体制

地域福祉推進本部の下に、幹事会及び専門部会を設置して検討を行い、学識経験者、団体代表、公募区民等からなる地域福祉推進協議会で、十分協議をいただくとともにパブリック・コメント*等を取り入れて改定を行いました。

なお、概要版P14に計画改定における検討体制の組織図を表示しています。

4 計画の構成

計画全般にわたる考え方や理念、目標等、及び地域福祉の現状や課題等を取りまとめた総論部分と、主として対象者ごとに設定した分野別の計画部分で構成しています。

分野別の計画部分は、対象者別の「子育て支援計画」、「高齢者計画」、「障害者計画」に加えて、地域福祉と関連性の高い「保健計画」、及びすべての分野に共通するものや、いずれの分野にも位置づけにくい地域福祉全般にかかわる施策等を取りまとめた「地域福祉の推進」の5分野で構成しています。

5 計画の性格・位置づけ

地域福祉計画は、本区の福祉を推進するための基本となる総合計画として策定しているもので、東京都が平成3年1月に策定した「地域福祉推進計画」で示した、「三相の計画」のひとつである地域福祉計画に相当するものとして、平成5年度に初めて策定し、平成8年度と平成11年度に改定してきたものです。

そして、本計画は「老人保健福祉計画」、「障害者計画」、地方版エンゼルプランである「児童育成計画」の性格を併せ持ったものとしています。

また、「社会福祉法」に規定されている市町村「地域福祉計画」にも位置づけられる計画として策定しています。

6 計画の期間

介護保険事業計画の計画期間設定に合わせて、5年間の計画期間とし3年ごとに見直し改定します。したがって、本計画は、平成15年度から19年度までの5年間を計画期間とし、平成17年度に見直しを行います。

7 計画の進行管理

地域福祉計画の進捗状況については、地域福祉推進協議会に報告し、区民参画による進行管理を行います。

*文中の*印のある用語については、P.15に用語説明一覧があります。

第2章 計画の考え方

1 基本理念

(1) 人間性の尊重

だれもが、人として尊ばれ、人間性が生かされるとともに、人権が損なわれない地域社会を目指します。

(2) 自立の支援

だれもが、自分の意思にもとづき、自らの選択のもとに自立した生活を営み、自己実現できるよう支援します。

(3) 共に生きる地域社会の構築

だれもが、ノーマライゼーション*の理念にもとづき主体的に社会参加し、世代を超えて相互に理解・協力しあい、共に生きることのできる地域社会を作ることを目指します。

(4) 区民参画の推進

区民一人ひとりが、自ら主体的に参画し、協働して地域福祉の推進にあたれるよう、区民参画を推進します。

(5) 男女平等参画の推進

男女が互いの人権や個性を尊重し、社会のあらゆる分野に参画して、個性豊かに生き生きと暮らせる地域社会を目指します。

2 基本目標

だれもが安心してその人らしく、自立した地域生活
が営めるよう、必要な福祉サービスを自らの選択によ
り利用でき、互いに支え合う住民主体の地域づくりを
目指す。

第3章 地域福祉の現状と課題

- 地域福祉の現状（文京区の地域特性、地域福祉関連施設等の現状、地域の福祉活動等の現状）
省略

- 地域福祉の重点課題に対する取り組み

- (1) 子育て支援体制の構築

核家族化や少子化の進行、地域コミュニティの衰退など子育て環境が大きく変化する中、子育てへの不安や悩みを抱える家庭の問題が顕在化し、児童虐待や自宅で保育する母親が社会的な孤立感やストレスに陥るなどの問題が増加しています。

このため、区では、子どもと家庭の問題に関する総合相談窓口として、「子ども家庭支援センター」を設置し、子育て全般についての支援を行なうとともに、児童虐待の未然防止と早期発見に努め、迅速・適切な対応により、その解決に取り組んでいきます。また、個々の子育て支援事業や児童相談所・医療機関・警察など関係機関と連携して、地域と一体となった子育て支援体制を構築していきます。

このほか、各保健サービスセンターが実施している保健衛生施策や幼稚園、保育園、児童館での相談など、既に実施している子育て支援施策を更に充実していきます。

- (2) 痴呆性高齢者対策と介護予防の推進

高齢者が地域で安心して暮らすために、痴呆性高齢者グループホームの役割は重要です。このため、民間痴呆性高齢者グループホームの区内誘致を図ります。また、身近な地域で、安心して痴呆等の相談ができるよう住宅介護支援センターの相談機能を充実させるとともに、痴呆性高齢者の介護に関する知識等の普及を推進させていきます。

高齢者が要介護状態になったり、状態が更に進行することを防ぐために、介護予防のための施策を展開していきます。このため、骨折の原因となる転倒の予防や機能訓練等の取り組みとともに、閉じこもり予防などを含めた適切な介護予防プランを作成し、介護予防の推進に積極的に取り組みます。

- (3) 介護サービスの基盤整備

介護保険制度開始後、全体的に介護サービス提供事業者が増加するなど、介護サービスの利用量が大幅に増えています。

区では、施設サービス、通所サービス及び短期入所サービス確保のため、民間の介護老人保健施設や介護老人福祉施設の建設に対する補助制度を創設するなど、民間による施設サービスの区内誘致について支援策を講じ、基盤整備に取り組んでいます。

更に、住み慣れた地域で安心して暮らしていくよう、各種高齢者施策の活用、介護予防の取り組み、相談体制の充実、痴呆性高齢者グループホームの設置促進等のほか、介護支援専門員のスキル・アップ、介護サービス資源の有効活用、必要な居宅サービス確保のための民間誘導を図っていくことにより、居宅サービス基盤の整備に取り組んでいきます。

- (4) 支援費制度への移行・推進

平成12年6月に「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」が公布されました。社会福祉基礎構造改革のひとつとして、福祉サービスの利用に関しては、利用者の立場に立った制度を構築するため、これまでの行政がサービスの受け手を特定し、サービス内容を決定する「措置制度」から、利用者本位の考えに立つ新しい仕組み「支援費制度」に平成15年4月から移行することになりました。

こうした障害者福祉施策の変化の中で、「ノーマライゼーション」の理念に基づき、自立と社会参加の促進のため積極的に取り組むことが求められています。支援費制度の移行・推進にあたっては、区における情報提供や相談体制の充実を図るとともに、障害者地域自立生活支援センターの設置や、必要なサービス確保、更には質の高いサービス確保のため、民間事業者・団体の区内誘致や必要に応じた支援策に取り組み、一層の基盤整備を図っていきます。

(5) 障害者福祉施設の整備

障害などの有無にかかわらず、区民の誰もが地域の中で安心して暮らせるまちにしていくためには、生活や自立支援の施策を充実させることが重要課題となり、障害者福祉施設の整備が求められています。

平成13年10月の「福祉センターの機能整備のあり方検討委員会」中間のまとめに基づき、区内既存施設の活用により、成人の通所更生施設整備に向けて積極的に取り組むとともに現在の文京福祉センターの機能整備を図っていきます。

更に、支援費制度に対応し、在宅福祉サービスの利用援助、社会生活力を高めるための支援及び各種情報提供等を総合的に行なう「障害者地域自立生活支援センター」の設置に向け取り組んでいきます。

また、現在指定基準非該当施設である区立の大塚、小石川の両福祉作業所については、今後、国等の動きを見極めながら支援費の対象施設になるよう、検討し整備を進めていきます。

(6) 区民参画による福祉の地域づくり

地域福祉の推進にあたっては、自助、共助、公助のバランスが必要ですが、地域のつながりが希薄な都市においては、特に共助に力を入れていかなければなりません。

地域における支え合いの活動が、人々の「つながり」を育み、区民参画による福祉の地域づくりに向けた取り組みが重要なものとなっています。

共助の取り組みの具体例としては、ボランティア活動、福祉NPO活動、住民参加型の在宅福祉サービス、ファミリー・サポート・センター事業、小地域福祉活動等がありますが、その中でも社会福祉協議会の支援により平成13年度にスタートした「ふれあいいきいきサロン活動」は、注目すべき新しい取り組みとなっています。

今後は、区民主体の支え合いの活動を更に推進し、行政と地域の人々とのパートナーシップによる地域福祉の充実に努めていくこととしています。

また、地域通貨*（エコマネー）の動きが各地で広がり始めていますが、こうした新しい共助の形にも注目し、行政としての支援のあり方を考えていく必要があります。

(7) 福祉サービスの利用者の利益保護への取り組み

福祉サービスの利用が、措置から利用者自身の契約による方法に制度転換することに伴い、利用者の利益を保護するための対策が必要になってきました。

利用者の利益保護の方策としては、「福祉サービス利用援助事業*」、成年後見制度*の利用支援等があります。

また、福祉サービスの利用に係る苦情への対応、適切な解決が重要なものとなります。

本区においては、「福祉サービス利用者保護システム検討委員会」の検討を踏まえて、区の支援のもとに文京区社会福祉協議会が、権利擁護センター「あんしんサポート文京」を開設し、福祉サービスの利用支援と苦情解決に一体的に取り組んでいます。

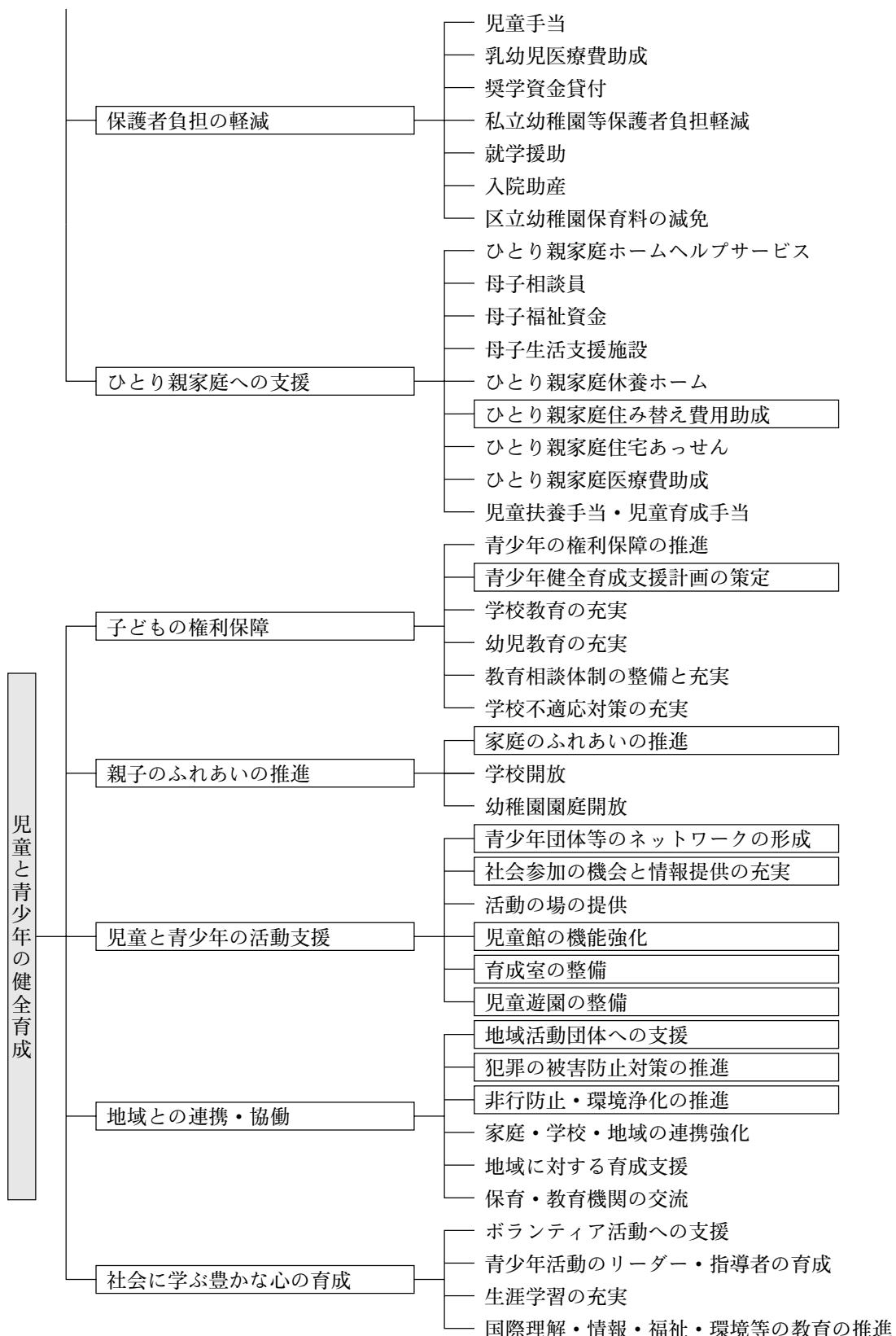
利用者保護の方策として、更に、利用者のサービス選択を保障するため、適切な情報提供を行うこと、また、福祉サービスの質の向上のため、第三者評価制度*の普及推進を図る取り組み等が必要と考え、本区に適した仕組み等を検討していくこととしています。

第4章 計画事業と目標

(1) 子育て支援計画

次代を担う子どもたちが健やかに育つことは、すべての区民の願いです。この願いに応えるため、区は少子化の進展や社会環境の変化の中で、安心して子どもを産み、育てていくための様々なニーズに的確に応えていくとともに、子どもたち一人ひとりの権利を保障し、その健全な成長のために、男女が共同して子育てに参加できる環境づくりに努め、地域社会全体で子育てを支援していく体制を構築していきます。



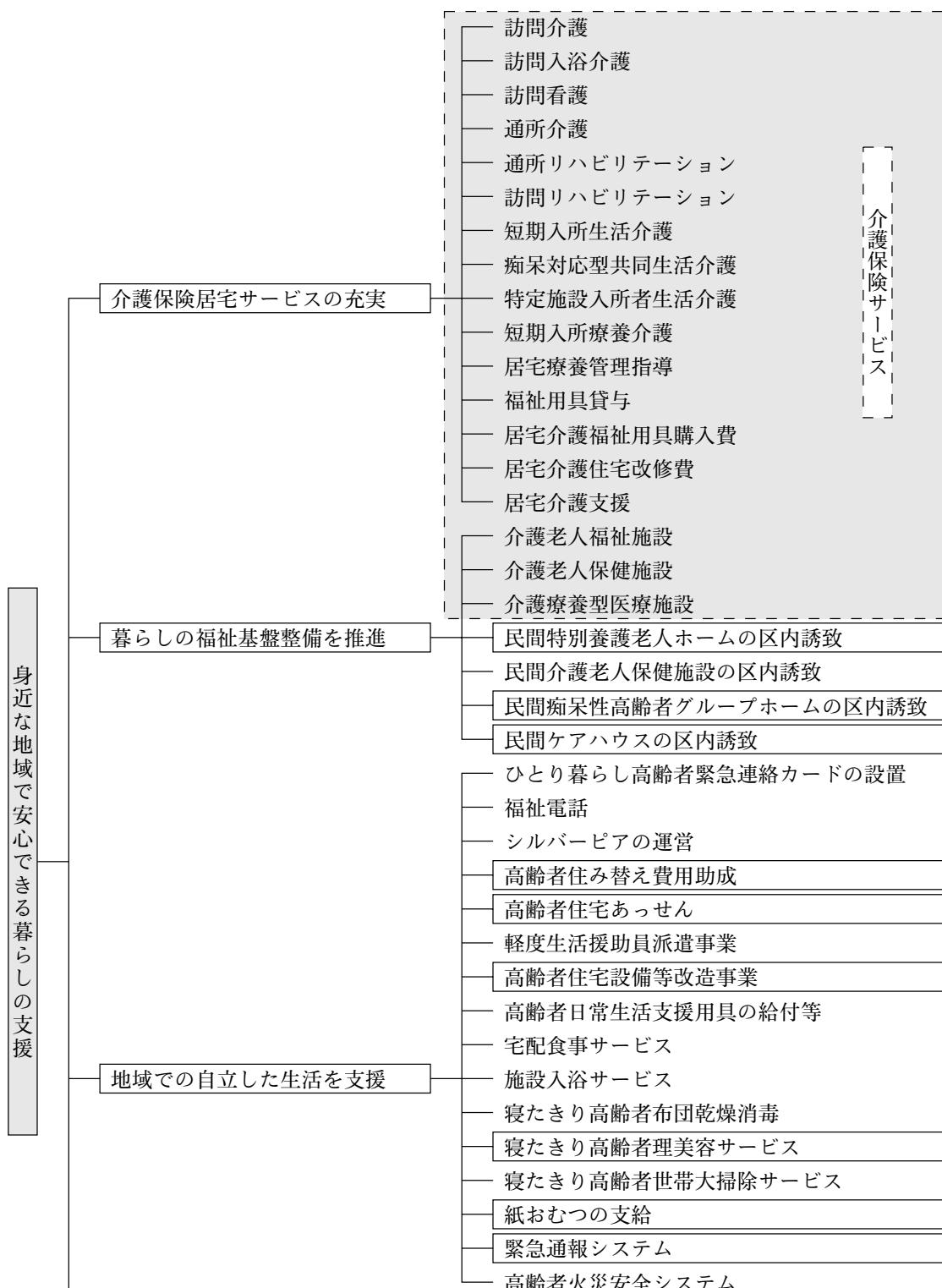


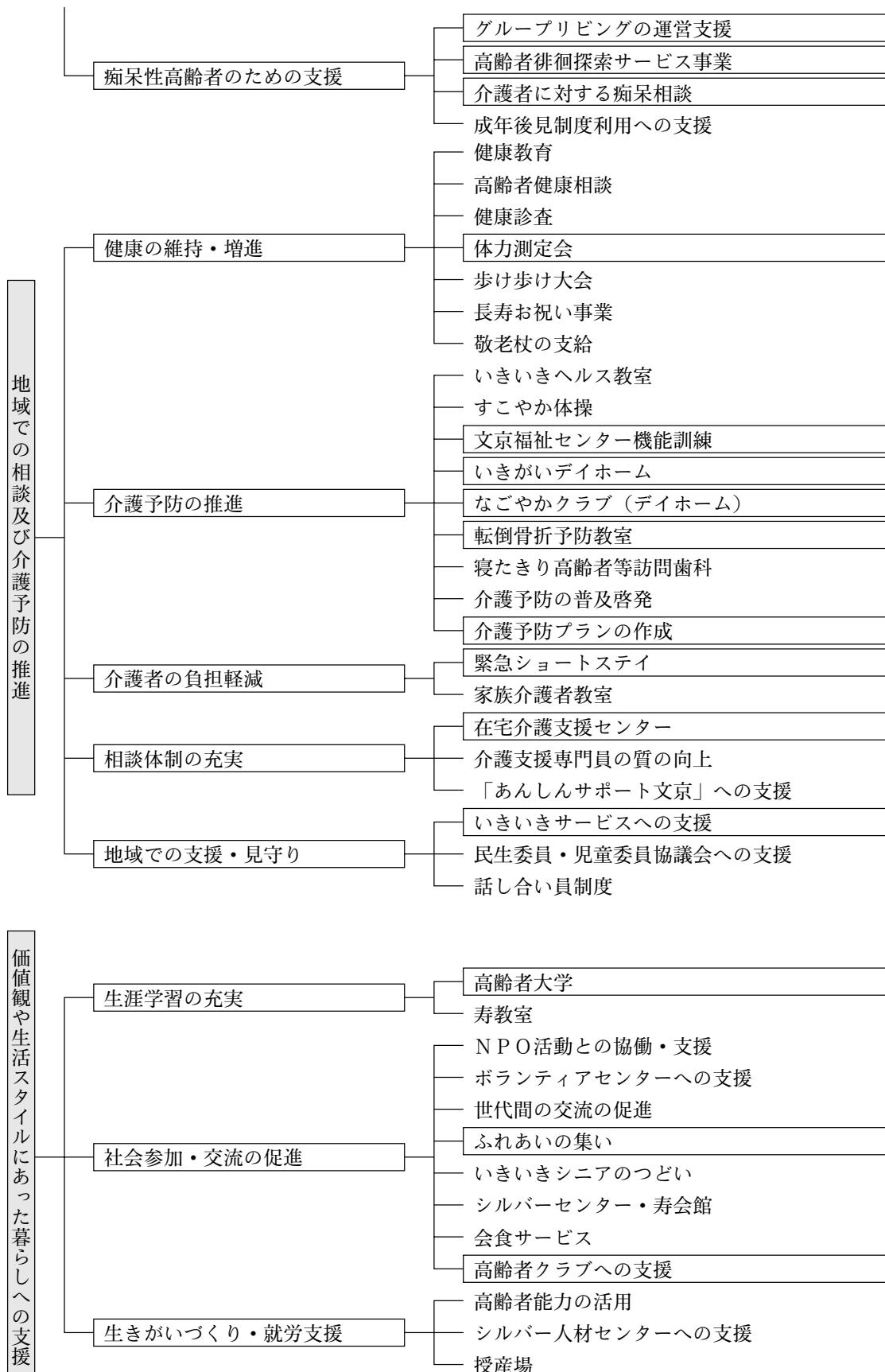
体系図の見方について

- 体系図は、「大項目」「中項目」「小項目」の順に掲載しています。
- 小項目中の で囲った表示は、計画書の個表において計画目標を掲げています。

(2) 高齢者計画

すべての人が地域の中で普通に安心して暮らせるために、基本構想の理念と地域福祉計画の基本理念を具現化します。そのために、高齢者がそれぞれの生活実態にあった福祉サービスを身近な地域で利用でき、住みなれた地域でその人らしい暮らしを続けられるための、利用者本位の高齢者施策の推進を目指します。

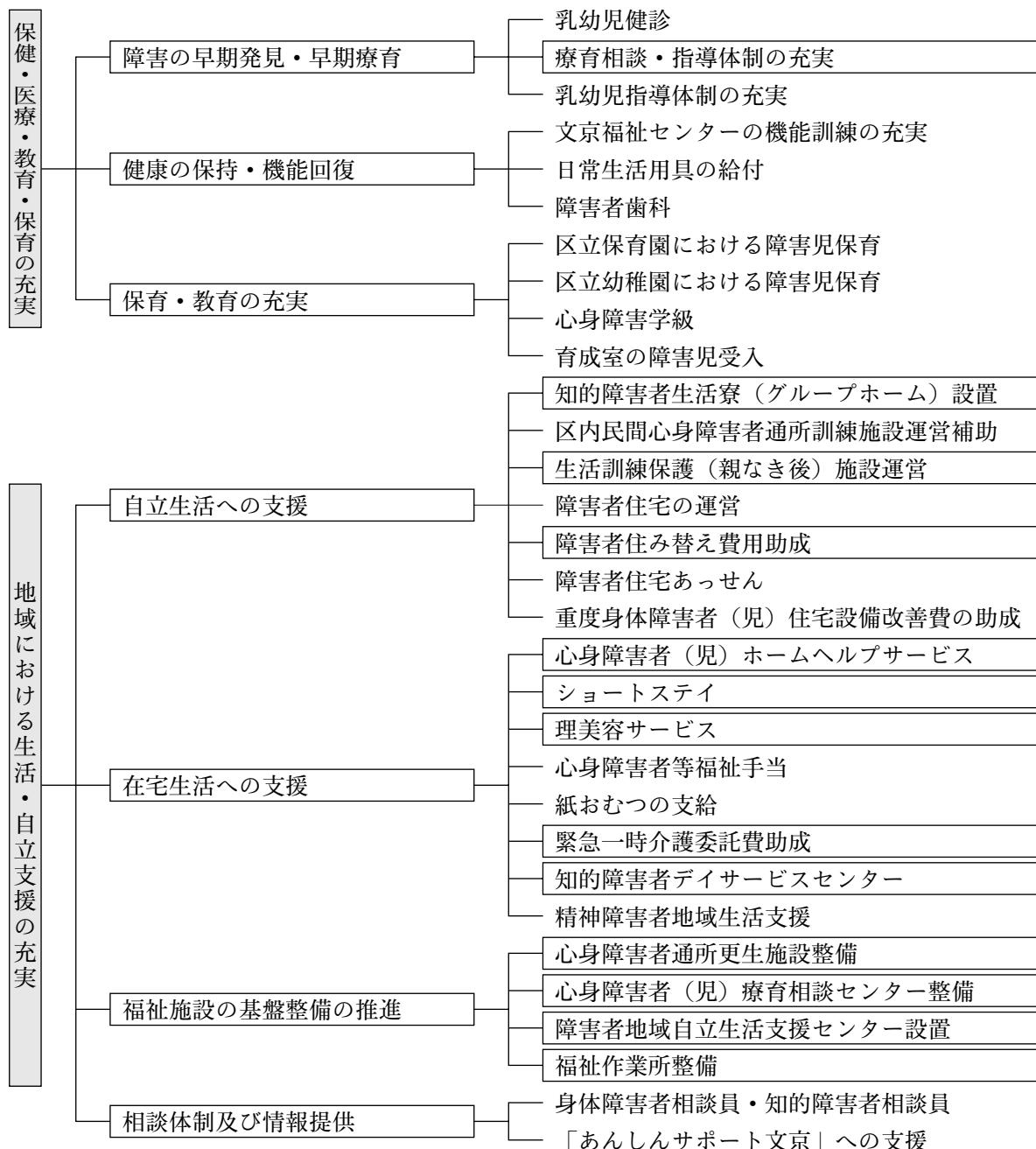


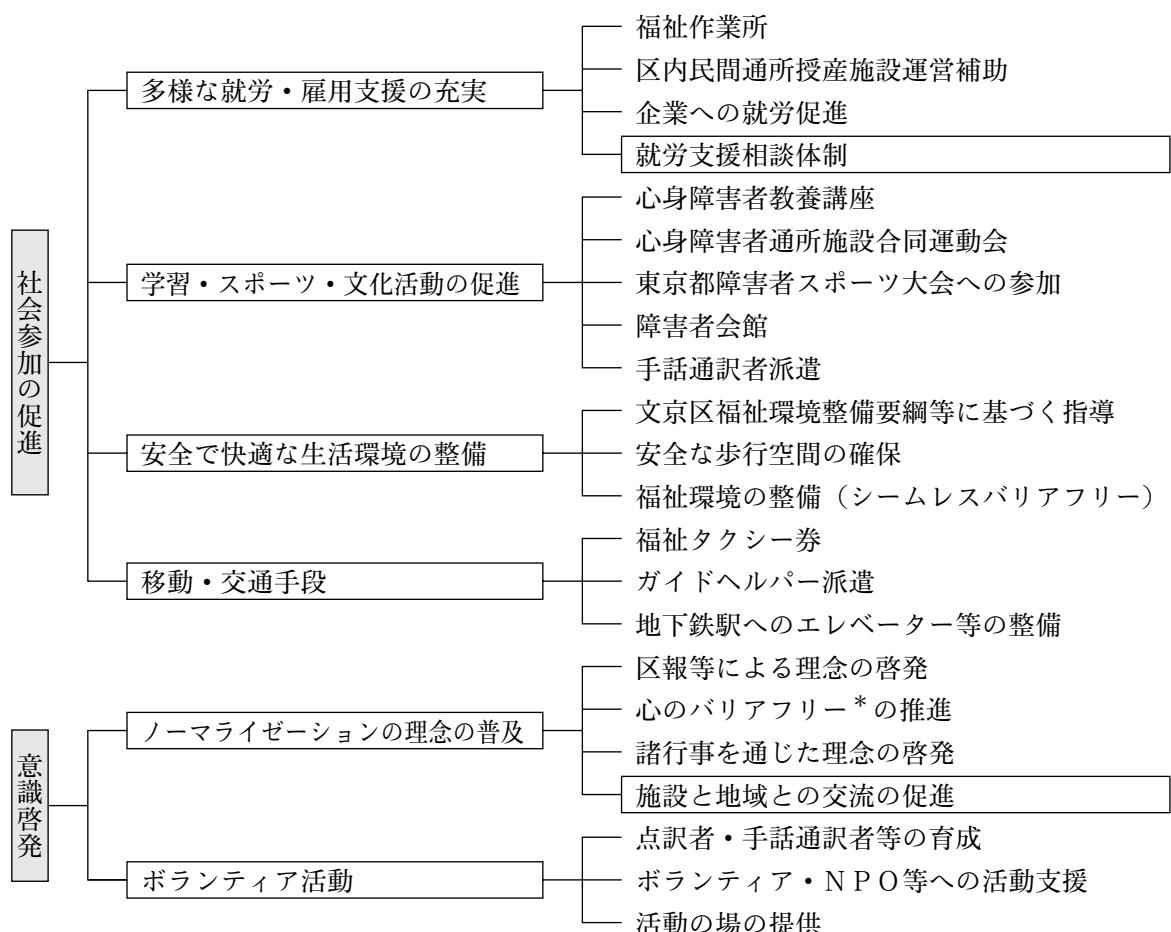


※体系図上「 」で網掛けされている部分については、文京区介護保険事業計画として作成しています。

(3) 障害者計画

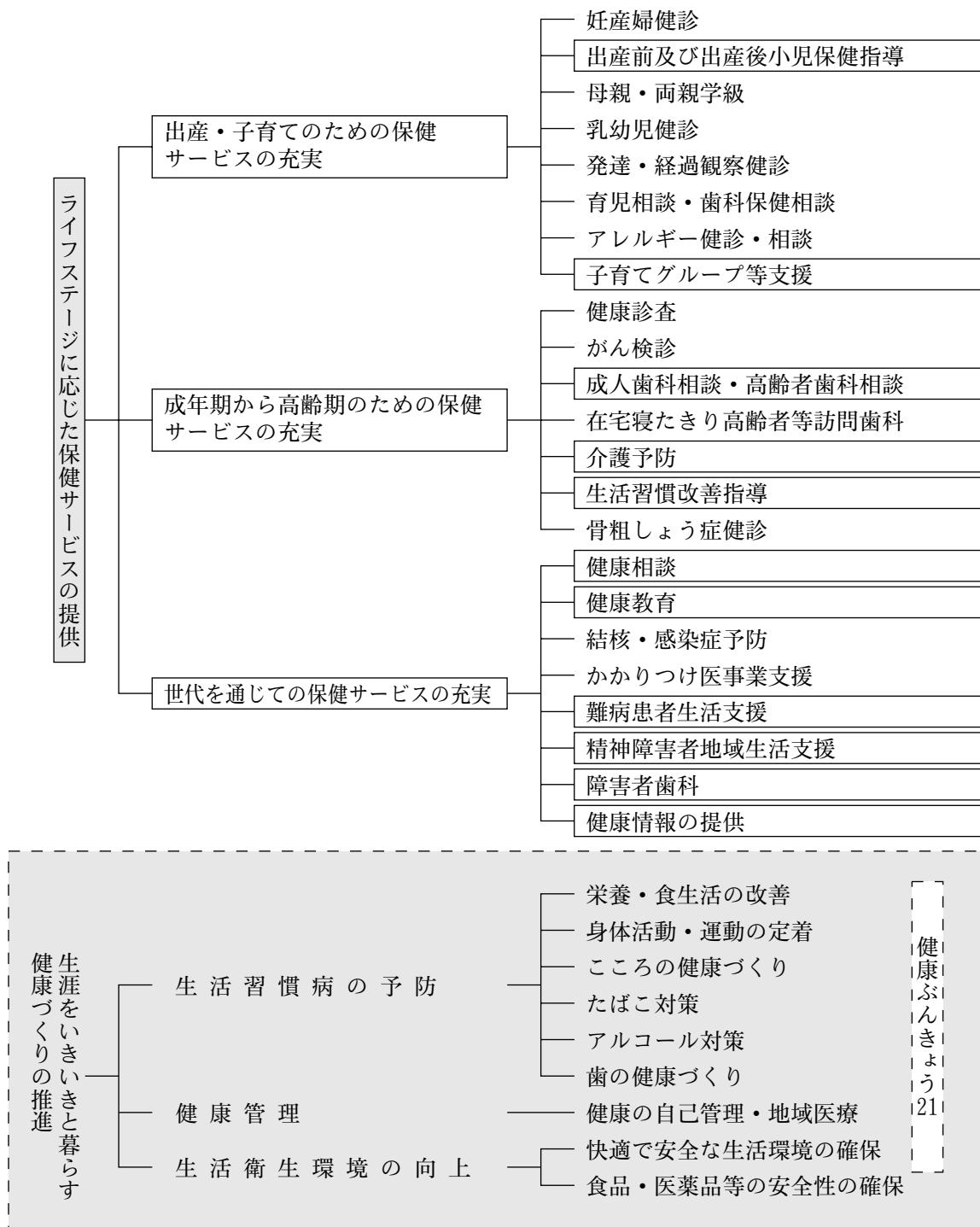
ノーマライゼーションの理念のもと、障害者基本法の目的である「障害者の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進する」を踏まえ、障害者の自立と社会参加を促進し、地域の中で安心して暮らせるまちにしていくことを目指します。





(4) 保健計画

すべての区民の健康づくりを進め、区民が安心して健康に暮らすためには、こころや身体の発達や成長、維持にとって良好な環境が必要です。保健計画では、区民一人ひとりが、生涯を通じて健康で安心して、いきいきと暮らし続けることができるよう、ライフステージに応じた保健サービスの提供を目指します。



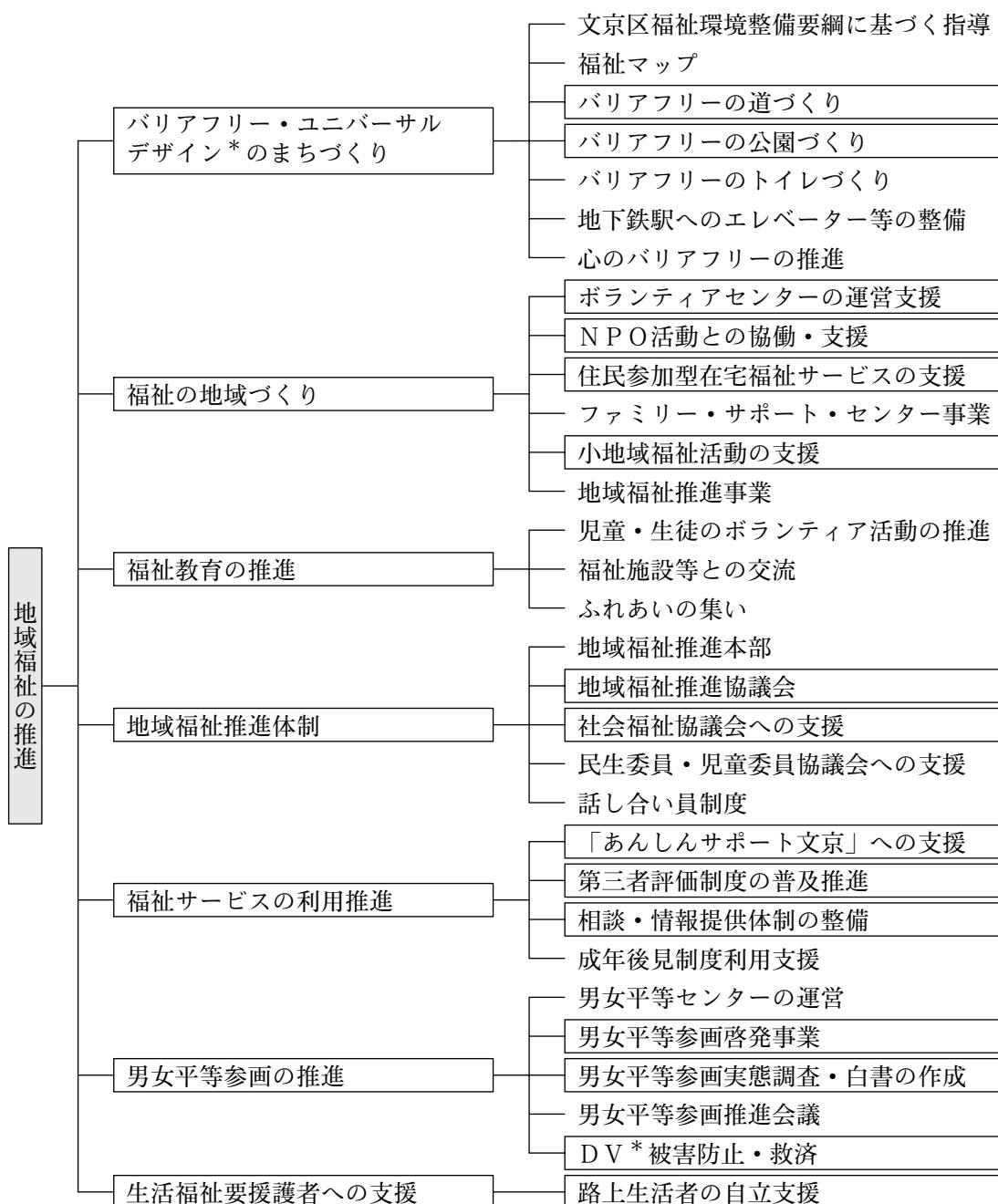
*体系図上「[]」で網掛けされている部分については、健康ぶんきょう 21として作成しています。

(5) 地域福祉の推進

地域福祉の各分野に共通する施策を総合的、効果的に推進するとともに、福祉の構造改革に伴う新たな課題への的確な取り組みを行います。

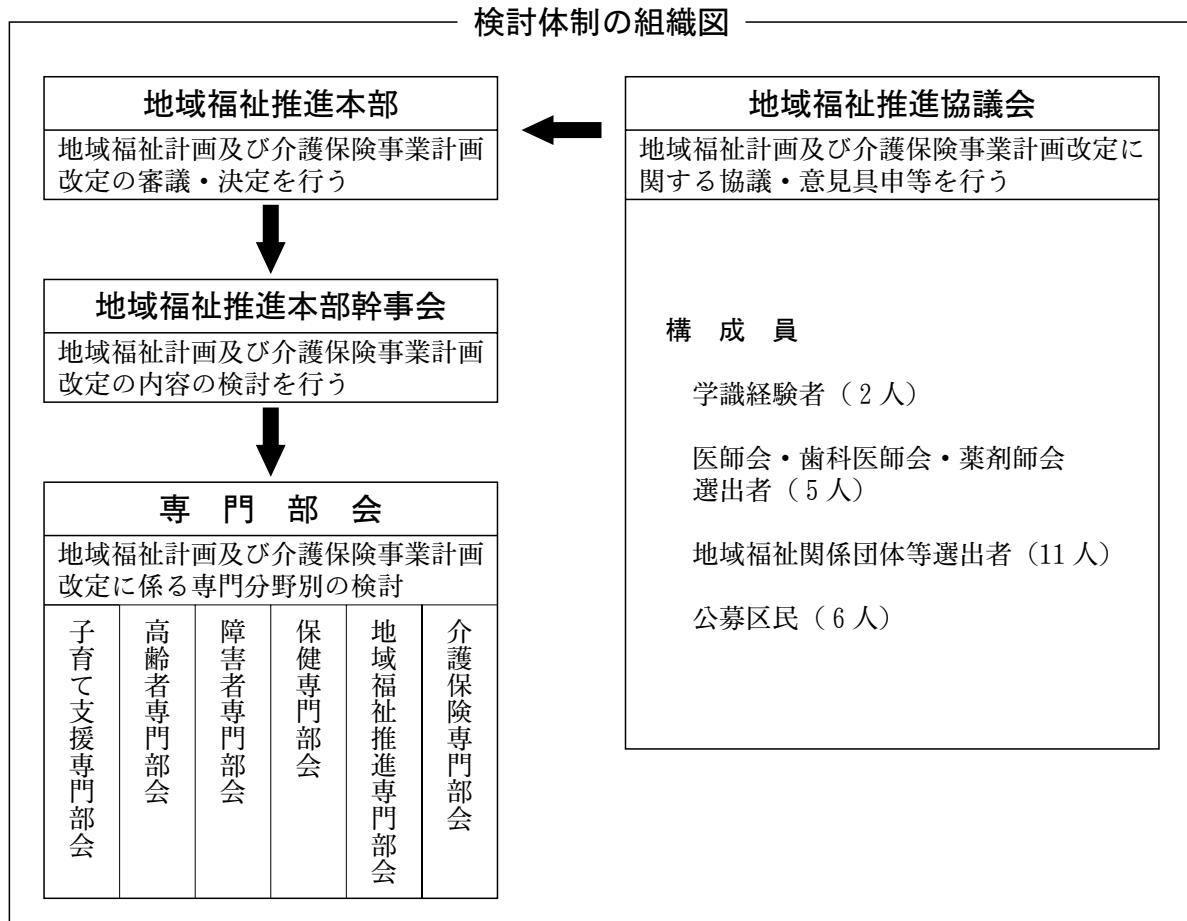
そのため、地域環境の整備、住民同士の支え合い活動、ボランティア活動等への支援により、福祉の地域づくりを進めます。

新たな福祉課題については、利用者主体の福祉サービスを実施するため、サービスの選択を支える仕組み等の整備に努め、利用者の利益保護を図ります。



第5章 計画推進のために

- 1 計画の進捗状況は、地域福祉推進協議会に報告し、計画に盛り込まれた新たな課題や施策の実施にあたっては、隨時、協議いただくこととしています。
- 2 地域福祉計画の推進のため、府内組織としては、地域福祉推進本部に計画の進捗状況を集約し、調整を行います。
- 3 本計画に新たに盛り込まれた施策を含めて、区民が福祉保健等のサービスを有効に利用できるよう、情報提供、周知方法等には十分配慮を行っていきます。



用語説明一覧

パブリック・コメント	行政が重要事項について最終決定をする前に、必要な情報と共に素案を公表し、それに対する市民・事業者などの意見・異見を求め、それを勘案して最終決定をする意思決定システム。	P 2
ノーマライゼーション	障害のある人もない人も児童も高齢者も、すべての人が普通（ノーマル）の生活を送ることを当然とし、ともに認めあって普通の生活ができる社会を創造すること、またその考え方。	P 3
地域通貨	特定の地域やグループの中だけでやりとりするもので、「してほしいサービス」や「できるサービス」をあらかじめ登録し、サービスを受けた時に相手に支払う。まちづくりに着目してエコマネーとも呼ばれる。	P 5
福祉サービス利用援助事業	痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者等判断能力の不十分な人に対し、福祉サービスの利用援助や、日常的金銭管理等のサービスを行う事業。	P 5
成年後見制度	判断能力の不十分な人の財産管理や身上監護を代理権や同意権・取消権が付与された成年後見人等が行う制度。平成12年4月に制度改正され、「後見」「保佐」「補助」の3区分に分かれた「法定後見」とあらかじめ本人が後見人を選ぶ「任意後見」がある。	P 5
第三者評価制度	福祉サービスの質の向上と、利用者のサービス選択に資するため、利用者でも事業者でもない第三者のサービス評価機関が一定の基準に基づき客観的に評価する制度。	P 5
バリアフリー	高齢者・障害者など誰もが安全で自由に行動できる、物理的障壁（バリア）・社会的障壁のない都市空間・社会のこと。	P 11
ユニバーサル・デザイン	空間づくりや様々な物品をつくるにあたって、高齢者・障害者のみならず、あらゆる人々が利用しやすいデザインを、初めから取り入れておこうとする考え方。	P 13
DV（ドメスティックバイオレンス）	夫やパートナーからの暴力を指し、身体的な暴行はもちろん、性的、心理的な圧迫なども含まれる。	P 13

「文の京」ハートフルプラン

たくさんのあたたかい心、地域の支え合いが、人々の幸せを育み、真の「地域福祉」を推し進めます。
 「文の京」が、あたたかい心あふれる地域となるよう、地域福祉計画と介護保険事業計画を総称し『「文の京」ハートフルプラン』と名づけました。

Q

「文の京」ハートフルプラン

文京区地域福祉計画 概要版

平成15年（2003年）3月発行

発行 文京区

編集 文京区福祉部福祉課

〒112-0003 文京区春日一丁目16番21号

電話 (03) 3812-7111 代表

<http://www.city.bunkyo.tokyo.jp/>

印刷物番号 F 0102012

R100

本文は古紙配合率100%再生紙を使用しています